



第1304号

野幌中央線	起点 江別市 (大沢口、公園界)	終点 江別市 (野幌基線登瀋別寄り)
	起点 江別市 (野幌基線瑞穂寄り)	終点 江別市 (南野幌口、公園界)
瑞穂線	起点 札幌市 (開拓の村ゲート前広場)	終点 江別市 (瑞穂入口園地)
大沢環状線	起点 江別市 (志文別線大沢寄り)	終点 江別市 (志文別線登瀋別寄り)
志文別線	起点 江別市 (大沢線分岐点)	終点 江別市 (登瀋別園地)
登瀋別線	起点 江別市 (登瀋別園地)	終点 江別市 (南野幌園地)
下野幌線	起点 江別市 (野幌中央線分岐点)	終点 江別市 (瑞穂入口園地)
野幌基線	起点 江別市 (瑞穂入口園地)	終点 江別市 (登瀋別園地)
瑞穂連絡線	起点 江別市 (記念施設地区)	終点 江別市 (瑞穂池園地)
	終点 江別市 (野幌中央線合流点)	

北海道告示第1689号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年10月9日

名称又は氏名	所在地	北海道知事堀達也	指定年月日
本町眼科医院	函館市本町23-4 大雅貿易第一ビル201	同	平成13.9.1
間宮泌尿器科	釧路市昭和南4丁目24番18号	同	同
医療法人社団 とんけし耳鼻咽喉科クリニック	登別市富岸町2丁目2番地3	同	13.8.1
美里クリニック	川上郡弟子屈町美里5丁目26番1号	同	13.8.15
道東勤医協さくら訪問看護ステーション	釧路市桜ヶ岡2丁目18番7号	同	13.8.1
白ゆり調剤薬局住吉店	函館市住吉町5番22号	同	13.9.1

調剤薬局ソルハドラッグ	函館市堀川町6番22号	同	13.8.1
函館赤十字病院前店	釧路市南大通3丁目1番17号	同	同
大町調剤薬局	留萌市東雲町2丁目44	同	同
あかね薬局	芦別市本町14番地14	同	13.9.1
ひまわり薬局	江別市元野幌821番地1	同	同
新栄台ゼリーン薬局	檜山郡厚沢部町新町36-9	同	13.9.17
ドラッグまるや調剤部	上川郡比布町中町2丁目2番34号	同	13.9.1
比布調剤薬局			

北海道告示第1690号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。

平成13年10月9日

名称又は氏名	所在地	北海道知事堀達也	指定年月日
沼整骨院	函館市亀田本町62番30号	同	平成13.8.31
町屋鍼灸整骨院	釧路市桜ヶ岡1丁目12番43号	同	13.9.1
もりりの整骨院	山越郡八雲町宮園町35-3	同	13.9.10

北海道告示第1691号

生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成13年10月9日

名称又は氏名	所在地	北海道知事堀達也	届出の内容
とんけし耳鼻咽喉科クリニック	登別市富岸町2丁目2番地3	同	平成13.7.31 廃止
訪問看護ステーションひまわり	小樽市銭函3丁目298番地	同	13.8.31 同
株式会社和光薬品	釧路市南大通3丁目1番17号	同	13.7.31 同
沼整骨院	函館市亀田本町63番13号	同	13.8.30 同
医療法人社団全人会 菊地病院	紋別郡遠軽町大通北1丁目3番地	同	13.9.6 変更 (名称)
(変更前) 医療法人社団全人会 菊地病院			
(変更後) 医療法人社団全人会 菊地記念病院			

北海道告示第1689号

有限会社ドラッグ・フアミリア 帯広市西22条南4丁目19番地 平成13.9.1 変更(名称)  
ナカジエ薬局アルバータ店 4 (変更前)有)ドラッグ・フアミリア ナカジエ薬局アルバータ店  
(変更後)フアミリア調剤薬局

北海道告示第1692号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、鹿追町農業委員会が定めた下鹿追地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1693号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、広尾町農業委員会が定めた紋別地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成13年9月27日、上士別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1695号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、平成13年10月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

地区名 津別西部 事業 畑地帯総合整備【緊急整備型】(農業用排水、農道、  
区画整理、暗きよ、土層改良) 種類 縦覧場所  
堀 達也  
幌 別 中山間地域総合整備(農業用排水、農道、暗きよ、  
ほ場整備、客土、農用地改良保全) 北海道日高支庁

北海道告示第1696号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第10条第1

項の規定により、平成13年9月27日、紋別市の行う土地改良(一本松地区基盤整備促進【基盤整備】(農道、農業用排水))事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1697号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条の2第2項の規定による同意があったものと認める。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

区域 区 区 区  
白 糠 ほつき貝けたびき網漁業  
同 同 ほつき貝けたびき網漁業及びさけます流し網漁業以外の漁業

北海道告示第1698号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

区域 区 分  
猿 払 ほたて貝けた網漁業

北海道告示第1699号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所在 伊達市大平町19の2 場所
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

第1304号

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1700号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 標準郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
  - 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1701号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 指定施業要件変更予定 白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林の所在場所 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- 白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 指定施業要件変更予定 白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3(1) 指定施業要件変更予定 白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

報 告 公 報 北 道

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 指定施業要件変更予定 苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
保安林の所在場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 指定施業要件変更予定 苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
保安林の所在場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 指定施業要件変更予定 苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
保安林の所在場所

(2) 保安林として指定され 公衆の保健  
た目的

(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第1702号**  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成13年10月9日

1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ等の賃貸借その3（1月当たりの単価）

北海道知事 堀 達 也

第1304号

報 告 規 則

ノートパソコン プリンター	8台 4台
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契約期間	平成13年12月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年11月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4) 納入場所	別途指示する場所
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の質貸借の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。	
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の3)及び4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。	
ア 申請の時期	平成13年10月9日から11月7日まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
5 入札執行の場所及び日時	(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 9階建設部建築整備室入札室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部総務課）
(2) 入札日時	平成13年11月19日 午前11時 （郵送による場合は、平成13年11月16日までに必着）
(3) 開札場所	(1)に同じ。

(4) 開札日時	(2)に同じ。
6 入札保証金	入札保証金は、免除する。
7 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
(2) 交付方法	(1)の場所て交付する。
8 落札者の決定方法	北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	要
10 その他	
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名称 北海道建設部総務課
イ 所在地	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は、入札説明書による。	
11 Summary	
A. Nature and quantity of the products to be procured :	

1. Nature
    - a. Personal Computer
    - b. Printer
  2. Quantity
    - a. 8 set
    - b. 4 set
- B. Date and time for tender : 11 : 00 A. M. November, 19, 2001.  
 C. Contact point of notice : General affair Division, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan  
 Phone : 011-231-4111 Extension 29-113

**北海道告示第1703号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月9日

道路の種類 路線名 道路の区域	道 道 区	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道
機谷郡蘭越町字湯里680番 1地先から機谷郡蘭越町字 湯里680番1地先まで	間 後	変更前 後	敷地の幅員 27.50mから 33.50mまで	延 157.50m	長 —	国道等との 重複区間	—	—	—
湯里680番1地先まで	後	後	27.50mから 53.00mまで	157.50m	—	—	—	—	—

**北海道告示第1704号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

道路の種類 路線名 道路の区域	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道	道 道 道
枝幸郡枝幸町上音標458番 地先から枝幸郡枝幸町上音 標1552番1地先まで	間 後	変更前 後	敷地の幅員 15.30mから 21.33mまで	延 420.00m	長 —	国道等との 重複区間	—	—	—
枝幸郡枝幸町上音標458番 地先から枝幸郡枝幸町上音 標1552番1地先まで	後	後	20.42mから 28.33mまで	420.00m	—	—	—	—	—

**北海道告示第1705号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。  
 平成13年10月9日

しゅん功認可の年月日	しゅん功認可を受けた者	氏名又は名称	住	代表者の氏名	埋立	位置	区域	区域	
平成13年9月28日	神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地の4	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地の4	神恵内村長 高山 庸一	3	古宇郡神恵内村大字珊内村字川白96番14、225番1、225番2、226番2及び830番地先の公有水面	2	次の①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
①の地点	①の地点	①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	3級基準点H 6 No. 3（北緯43度13分03秒511、東経140度19分46秒267）から方向角8度25分42秒の方向131.18mの地点	①の地点	①の地点から方向角256度56分05秒の方向20.45mの地点	②の地点	②の地点から方向角233度28分52秒の方向2.06mの地点	③の地点	③の地点から方向角256度43分29秒の方向31.25mの地点
②の地点	④の地点	④の地点から方向角271度43分15秒の方向3.03mの地点	⑤の地点	⑤の地点から方向角301度43分22秒の方向3.03mの地点	⑥の地点	⑥の地点から方向角331度44分06秒の方向3.03mの地点	⑦の地点	⑦の地点から方向角346度43分20秒の方向114.90mの地点	⑧の地点

第1304号

報

公

訓

規

北

- ⑧の地点から方向角1度43分15秒の方向3.03mの地点
- ⑨の地点から方向角31度44分20秒の方向3.03mの地点
- ⑩の地点から方向角61度42分34秒の方向3.03mの地点
- ⑪の地点から方向角76度42分03秒の方向58.23mの地点
- ⑫の地点から方向角180度05分56秒の方向21.46mの地点
- ⑬の地点から方向角175度58分51秒の方向20.26mの地点
- ⑭の地点から方向角170度16分15秒の方向30.06mの地点
- ⑮の地点から方向角163度57分25秒の方向30.03mの地点
- (3) 面積 7,171.88㎡(うち道路管理者へ帰属282.88㎡)
- 4 免許年月日及び番号 平成12年7月3日  
砂防第47-1号指令
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 神恵内村

北海道告示第1706号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号060-8588)北海道建設部都市計画課とする。  
平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 当別都市計画道路に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 道路 称 起 点 終 点 主な経過地
  - (2) 都市計画を定める土地の区域
    - 種 別 名 称 起 点 終 点 主な経過地
    - 幹線街路 3・4・3号 中央通 当別町緑町 当別町若葉 当別町弥生
    - (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
    - (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び当別町建設部都市計画課
- 2 虻田都市計画道路に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 道路 称 起 点 終 点 主な経過地
  - (2) 都市計画を定める土地の区域

- 幹線街路 3・4・8号 中央通 虻田町字洞爺 虻田町字洞爺 虻田町字洞爺
- 湖温泉町 湖温泉町 湖温泉町
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び虻田町経済部建設課

北海道告示第1707号

昭和48年北海道告示第3540号(建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域指定)の一部を次のように改正する。  
その関係図面は、北海道建設部建築指導課、北海道十勝支庁及び士幌町に備え置いて縦覧に供する。  
平成13年10月9日

北海道知事 堀 達也

- (2) 中士幌地区
- 十勝支庁管内の士幌町の(2)中士幌地区の事項を次のように改める。

道道笹川士幌線と十勝幹線用水路の交点を基点とし、同水路を北進し、西2線88番27の北側地番界延長線に至り、同線並びに西2線88番27、西2線88番2、西2線88番21及び西2線88番4の北側地番界を東進し、国道241号線に至り、同道路を南進し、西2線81番65の北側地番界延長線に至り、同線並びに西2線81番65、西2線83番32及び西2線83番33の北側地番界を東進し、西1線中84番2の西側地番界に至り、同地番界並びに西1線中82番1及び西1線中82番3の西側地番界を南進し、町道13号線に至り、同道路を西進し、西2線81番71の西側地番界延長線に至り、同線を南進し、町道12号線に至り、同道路を東進し、西2線73番72の東側地番界延長線に至り、同線並びに西2線73番72、西2線71番48の東側地番界を南進し、西2線71番48の南側地番界に至り、同地番界並びに西2線71番45、西2線71番49、西2線71番10及び西2線71番26の南側地番界を西進し、国道241号線に至り、同道路を南進し、西2線70番10の南側地番界延長線に至り、同線と同地番界を西進し、同地番の西側地番界に至り、同地番界及び西2線70番9の西側地番界を北進し、町道11号線に至り、同道路を西進し、字中士幌279番1の東側地番界延長線に至り、同線及び同地番界を北進し、字中士幌278番1の南側地番界に至り、同地番界を西進し、西3線211番2の東側地番界に至り、同地番界及び西3線211番29の東側地番界を北進し、道道笹川士幌線に至り、同道路を東進し、基点に至る線によって囲まれた区域

狸 野 新 加 野 敏 彦 公 印

北海道選挙管理委員会告示第125号  
昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号(不在者投票を行うことができる病院等の指

定)の一部を次のように改正する。

平成13年10月9日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

「社会福祉法人手稲口一タス会老人保健施設手稲あんじゅ」  
同 北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之  
稲穂5条2丁目85番地1

「社会福祉法人手稲口一タス会老人保健施設手稲あんじゅ」  
同 稲穂5条2丁目6番1号 平元. 7.23  
」に、

「特別養護老人ホーム手稲口一タス」  
同 稲穂5条2丁目86の1 平元. 9.29  
」を

「特別養護老人ホーム手稲口一タス」  
同 稲穂5条2丁目6番5号 平元. 9.29  
」に、

「赤平市愛真ホーム」  
同 本町3丁目2 57.12. 8  
」を

特別養護老人ホーム  
紋別市立安養園 紋別市大山町1丁目34の2 同  
」を

「赤平市愛真ホーム」  
同 本町3丁目2 57.12. 8  
」を

軽費老人ホームケアハウスすいこう  
同 百戸町西1丁目3番地 平13. 9.28  
」に、

特別養護老人ホーム  
紋別市立安養園 紋別市大山町1丁目34の2 同  
」を

「森町立特別養護老人ホームさくらの園」  
同 森町字森川町278の2 58. 4.16  
」を

厚生園  
同 山越郡八雲町大新47の4 57.12. 8  
」を

「森町立特別養護老人ホームさくらの園」  
同 森町字森川町278の2 58. 4.16  
」を

社会福祉法人ケアハウス青雲の森  
同 駒ヶ岳352番地 平13. 9.28  
」に、

厚生園  
同 山越郡八雲町大新47の4 57.12. 8  
」を

「新十津川町立特別養護老人ホームかおる園」  
同 新十津川町字花月243の2 57.12. 8  
」を

特別養護老人ホーム和敬園  
同 雨竜郡秩父別町1514 同  
」を

「新十津川町立特別養護老人ホームかおる園」  
同 新十津川町字花月243の2 57.12. 8  
」を

社会福祉法人明和会ケアハウスハーファーズ新十津川  
同 宇中央22番地 平13. 9.28  
」に、

特別養護老人ホーム和敬園  
同 雨竜郡秩父別町1514 57.12. 8  
」を

「北海道立肢体不自由者訓練センター」  
同 手稲区稲穂4条7丁目240 同  
」を

「北海道立肢体不自由者訓練センター」  
同 手稲区稲穂4条7丁目12番1号 同  
」に改める。

北海道選挙管理委員会告示第126号

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号(個人演説会等の施設の指定)の一部を、次のように改正する。

平成13年10月9日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

「平8. 6. 3 同 遠軽町大通南1丁目 遠軽町労働会館 遠軽町長 198 200」を削り、

「同 同 岩見通南2丁目2 遠軽町福祉センター 同 431 800」を

「平8. 6. 3 同 遠軽町岩見通南2丁目2 遠軽町福祉センター 同 431 800」に、

「同 同 大子後静村字姉別原野556番地 姉別婦人ホーム 同 153 150」を

「同 同 姉別婦人ホーム 同 153 150」に、

「平12. 7.11 同 大子後静村字姉別原野795番地 姉別農村環境改善センター 同 360 400」を

「平12. 7.11 同 姉別3丁目41番地 姉別農村環境改善センター 同 360 400」に改める。

掲載資料の取扱い

刊行物等による情報提供推進要綱を制定し、平成13年9月27日付けで告示した。

第1304号

北海道警察本部告示第123-2号

北海道警察本部告示第123-2号  
刊行物等による情報提供推進要綱を次のように定め、平成13年10月1日から施行する。  
平成13年9月27日

北海道警察本部長 山田 高 廣

北海道警察本部長 山田 高 廣

刊行物等による情報提供推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第25条に規定する情報提供施策の充実を図るため、刊行物その他の資料による情報の提供や多様な媒体による情報提供（以下「刊行物等による情報提供」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 刊行物 北海道警察（以下「道警察」という。）が作成した事業概要書、統計書、事務手引書、広報誌紙、年鑑、要覧、年報、月報、関係法規類、解説書等という。
- 2 所属長 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課長（課長に相当するものを含む。）、北海道警察学校の部長及び課長並びに警察署長をいう。
- 3 その他の資料 北海道警察本部総務部総務課長（以下「警察本部総務課長」という。）が道民に情報提供することが有用であると認めた資料をいう。
- 4 多様な媒体による情報提供 道警察ホームページ等を活用した情報提供をいう。

第3 刊行物等による情報提供等

1 刊行物等による情報提供

警察本部閲覧コーナー及び方面本部閲覧コーナー（以下「閲覧コーナー」という。）に情報提供することが有用であると認められる刊行物その他の資料（以下「刊行物等」という。）を備え置き、一般の閲覧に供するとともに、その写しの交付の申出に応ずるものとする。

2 道警察ホームページ等による情報提供

道警察の施策等に関する条例、規則、告示、訓令等の公文書であって、情報提供することが有用であると認められるものについては、道警察ホームページ等にその全文又は概要を掲載して情報提供を行うものとする。

第4 刊行物等の送付

所属長は、情報提供することが有用であると認められる刊行物等を作成したときは、別記様式の刊行物等送付書に当該刊行物等5部を添えて、警察本部総務課長に送付する

ものとする。この場合において、警察本部総務課長は、刊行物等の送付を受けたときは、当該刊行物等1部を方面本部の総務課長に送付するものとする。

第5 刊行物等の閲覧及び写しの交付の方法等

1 刊行物等の閲覧方法

(1) 警察本部総務課長及び方面本部の総務課長（以下「担当課長」という。）は、送付された刊行物等を閲覧コーナーの書架等に陳列して展示し、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 担当課長は、刊行物等を閲覧する者が当該閲覧に係る刊行物等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該刊行物等の閲覧を中止させる等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 刊行物等の貸出しは、担当課長が特に認めた場合を除き、行わないものとする。

2 刊行物等の写しの交付方法

担当課長は、刊行物等の写しの交付の申出があったときは、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触しない限りにおいて、申出に係る刊行物等の写しを作成し、交付するものとする。この場合において、刊行物等の写しの交付を申し出た者（以下「申出者」という。）に、写しの交付に要する費用を前納させなければならない。

3 刊行物等の写しの作成方法

(1) 刊行物等の写しの作成は、原則として警察本部総務課警察情報センター又は方面本部の総務課の職員（以下「職員」という。）が乾式複写機により行うものとし、図画、地図その他の刊行物等で職員による作成が困難なもの又は乾式複写機による作成が困難なものについては、他の方法により行うことができるものとする。

(2) 刊行物等の写しの作成に当たっては、次に掲げる場合を除き、原則として刊行物等の片面ごとに原寸大の写しを1枚作成するものとする。

ア 刊行物等が両面である場合であって、申出者から要望があったときは、当該刊行物等を破損し、又は汚損するおそれがないと担当課長が認めた場合に限り、両面複写により作成することができる。

イ 複写作業に著しい支障を来さないと認められる場合であって、申出者から要望があったときは、日本工業規格B列5番、A列4番、B列4番又はA列3番のいずれかの規格に拡大し、又は縮小することにより写しを作成することができる。ただし、製本された刊行物等を見開きで複写する場合は除き、複数ページの資料を合成して1枚の写しを作成することはできない。

4 刊行物等の写しの交付に要する費用

刊行物等の写しの交付に要する費用は、刊行物等の写しの作成に要する費用及び刊行物等の写しの送付に要する費用とし、次のとおり取り扱うものとする。

ア 刊行物等の写しの作成に要する費用の額は、職員が乾式複写機により、日本工業

規格A列3番までの規格の用紙を用いて作成した場合は、その枚数（両面複写により作成した場合にあっては、片面を1枚として計算した枚数）に15円を乗じた額とし、それ以外の方法による場合は、刊行物等の写しを作成するために実際に要した費用の額とする。

イ 刊行物等の写しの送付に要する費用の額は、郵送に要する郵便料金の額とする。

5 郵送による刊行物等の写しの交付に要する費用の納付

郵送による刊行物等の写しの交付に要する費用は、現金（現金代用証券にあっては、原則として郵便為替（普通為替））による納付とする。

6 刊行物等の収入の歳入科目

刊行物等の写しの交付に要する費用として徴収する収入の歳入科目は、（款）諸収入、（項）雑入、（目）警察関係収入、（節）雑入により取り扱うものとする。

7 刊行物等の費用の徴収

刊行物等の写しの交付の申出があったときは、収入取扱員をして刊行物等の写しの交付に要する費用を現金により収納させ、現金領収証書を交付させるものとするが、現金領収証書の交付及び納入者欄の記入については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現金領収証書の納入者欄については、原則として口頭により納入者の氏名を確認した上で、これを記入するものとする。ただし、納入者が納入者欄の記載を必要としない場合、現金領収証書の受領を必要としない場合等にあつては空欄とするなど、適宜の方法により処理して差し支えない。

イ 納入者が現金領収証書の受領を必要としないときは、当該現金領収証書を収入取扱員が適宜の方法により保管するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、刊行物等による情報提供に関し必要な事項は、警察本部総務課長が定める。

正 誤

平成13年9月28日（第1301号）

北海道訓令第17号（大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事許可等に関する規程）の目次及び文中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

目次

誤 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程

正 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程

101 下 左から4  
102 上 1、5  
103 下 14、24  
103 下 左から2

誤 営利企業等

正 営利企業

平成13年9月28日（号外第46号）

北海道規則第109号（北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

4 下 左から3

誤 釧路川（釧路川 釧路川）

正 釧路川（釧路川 釧路川）

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制文書課  
北 海 道 総 務 部 法 制 文 書 課  
富 士 印 刷 株 式 有 限 公 司